

事務連絡
令和6年6月21日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市町村

厚生労働省老健局老人保健課

遠隔死亡診断補助加算における施設基準を満たすことを証明する書類について

遠隔死亡診断補助加算の施設基準については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第8号の2及び第77号の2において、「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること」とされているところです。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）」（令和6年3月15日付け事務連絡）において、当該研修に該当するものとして、「在宅看取りに関する研修事業」（平成29～31年度）及び「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和2年度～）により実施されている研修」と示しています。

今般、介護報酬に関する事務の留意事項として、別添のとおり、「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」に係る修了証の取扱いについて、「令和2年度以降に発行された「在宅看取りに関する研修事業」と記載された修了証を「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」の修了証として取り扱う」ことが示されました。

遠隔死亡診断補助加算を取得するための届出に係る審査等に当たっては、当該取扱いにご留意いただき、適切な審査等のご対応をお願いします。

（参考）「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）」（令和6年3月15日付け事務連絡）抜粋

○ 遠隔死亡診断補助加算について

問42 遠隔死亡診断補助加算の算定要件である「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答）現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」（平成29～31年度）及び「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和2年度～）により実施されている研修が該当する。